

平成30年 生年祝のご案内

石垣市では毎年旧正月に生年祝を行い、ご長寿を祝福しております。

【日時】平成30年2月16日（金）12時30分開場 13時開式 15時閉式予定

【場所】石垣市民会館大ホール

【対象年齢】108歳（明治44年4月2日～明治45年4月1日生まれの方）

97歳（大正11年4月2日～大正12年4月1日生まれの方）

85歳（昭和9年4月2日～昭和10年4月1日生まれの方）

- 【日程】
1. 開式のことば
 2. 石垣市歌斉唱
 3. 頌状及び記念品贈呈（108歳・97歳）
 - 寿. あやかりの盃
 5. 頌状及び記念品贈呈（85歳）
 6. 式辞
 7. 祝宴
 8. 閉式のことば



無料市民法律相談の受付方法の変更について

石垣市では、毎週水曜日午前9時30分から正午までの間、無料の法律相談を実施しております。これまで相談の受付は先着順としておりましたが、相談者の利便性向上と利益相反防止の観点から、平成30年1月10日より予約受付へと移行しております。

法律相談の開催日程と、予約方法は下記のとおりです。

- ◆市民法律相談 【開催日】毎週水曜日 午前9時30分～正午
【開催場所】市役所3階 市民相談室
【弁護士】屋嘉宗浩（やか むねひろ）氏 ※隔週交代
米元 悠（よねもと ゆう）氏
【定員】5名
【相談料】無料
【相談時間】一人30分程度



- ◆予約受付方法 【受付窓口】来庁またはお電話にて受付 ☎0980-82-1253
【受付期間】相談日の1週間前の水曜日から相談日前日の火曜日正午まで
ただし定員に達し次第終了
【時間区分】予約受付の際に、下記の5つの時間帯よりご選択いただきます
① 9:30～10:00
② 10:00～10:30
③ 10:30～11:00
④ 11:00～11:30
⑤ 11:30～12:00

※ 相談当日は、相談内容に関する証明書や通知文などの資料がございましたらご持参ください。

【問い合わせ先】市民保健部 市民生活課 ☎0980-82-1253

第十回「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金」のご案内

【制度の趣旨】 戦没者等（軍人・軍属などが公務又は勤務に関連して死亡）のご遺族に対し、国として弔意を表すために弔慰金（記名国債）を支給するものです。

【支給対象】 戦没者等の死亡当時のご遺族（三親等内）のうち、次のいずれかに該当する方
（平成27年4月1日時点）

- ① 戦没者等の配偶者、子、父母、祖父母
- ② 戦没者等の死亡当時に生存していた孫、兄弟姉妹
- ③ 戦没者等の死亡当時まで1年以上生計を共にしていた三親等内の親族
- ④ 上記のご遺族が、平成27年4月1日以降に死亡した場合の、その相続人

【支給内容】 額面25万円、5年償還の記名国庫債券

【請求期間】 平成27年4月1日から平成30年4月2日まで ※請求期間を過ぎますと受付できません。

【問い合わせ】 市民保健部 市民生活課 ☎0980-82-1253